

平成29年度 事業計画

『 行動しよう 安全・安心な暮らしのために 』

1 活動にむけて

安全で安心な消費生活を送るためには、消費者一人ひとりが自覚を持ち、主体的に考え、社会の発展と改善に積極的に参画していく「消費者市民社会」の益々の拡大が重要です。

私たち消費者を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行、単独・共働き世帯の増加、携帯端末や電子マネー・ネット通販などの普及による新たな消費者トラブルの増加、想定外の事故や災害の発生など、様々な課題を含んでおり、今まで以上に多角的な視点に立った対応が求められています。

札幌消費者協会は、消費者教育の担い手としてこれまでの経験を充分活用し「育てる」、「サポートする」、「発信する」を3つの柱として重点目標を定め、消費者の暮らしを守り、社会・経済情勢をとらえ、情報を発信することで、変化に対応できる消費者を育てるための各種事業を実施いたします。

公益社団法人2年目となり、平成30年には「創立50年」の節目を迎えます。会員一人ひとりが活動に参加し、これまで培った貴重な経験と底力を発揮することで、仲間の輪を広げましょう。

2 重点目標

消費者が主役の消費者市民社会の輪を広げ、自立した消費者を育成します

消費者として自立していくためには、様々な知識と適切な行動がとれる実践的な能力を常に学んでいく必要があります。そのために、ライフステージに合わせた講座の実施や各種調査や研究事業の成果を情報発信していきます。
(ア消費者市民育成事業、ウ調査・研究事業)

消費者行政や事業者団体などへ向け問題提起や消費者の意見の反映を図ります

消費者の意識や抱えている問題等の情報を共有し、相互理解を深め、消費者意見を消費者行政や事業者団体に反映すると共に、公的委員会や審議会等において消費者代表として意見を表明します。

また、消費者に必要な情報を収集して「消費者さっぽろ」やホームページで情報発信や問題提起を行います。
(ア消費者市民育成事業、工要望・意見表明)

消費者トラブルの未然防止と救済支援への啓発に取り組みます

各種講座や展示を通し、悪質商法に関する事例や対処法の情報提供や関連機関と連携した見守り活動を実施し、高齢者や障がい者の消費者被害を未然に防止するため啓発活動を行います。

また、消費生活相談業務では、消費者からの契約上の様々なトラブルの相談を受け、解決支援を実施します。
(ア消費者市民育成事業、イ消費者トラブル未然防止・救済支援事業)

地域・社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)促進への活動を行います

広い視野を持って消費することで、暮らしやすい社会の実現の一歩となります。地域に配慮した地産地消推進のための活動、社会に配慮したフェアトレードに関する啓発活動、環境に配慮した省資源・省エネ・3R等を推進するための普及啓発活動を実践していきます。
(ア消費者市民育成事業)

協会経営の財務基盤強化に取り組みます

団体の基盤である会員の増強を図るために、関係機関等との共催事業を通して市民啓発や協会活動の紹介・PRを図り、理解者層を拡大することで財政基盤の強化をめざします。

(ア消費者市民育成事業)

I 公益目的事業活動

ア消費者市民育成事業

【35,224千円】

消費生活の安定向上に資するため、自立した消費者を育成することを目的として、消費者問題、環境問題、食育問題等日常的で身近な事柄を題材とした、各種消費者教育講座を実施するとともに、消費生活に関するタイムリーなテーマを取り上げパネルや商品展示による啓発や地下歩行空間等の公共の場における啓発活動を実施

定款(事業)	事業区分	事業名	事業内容
定款第4条(1) 消費者教育の推進	(ア)講座・セミナー	a 連続時事講座	消費者市民社会に向けて、身近な事柄をテーマに生活に役立つ知識を各分野の専門家を講師に連続講座を実施【年5回程度】
定款第4条(3) 消費者組織の拡充と強化		b 地区活動講座	契約トラブルや終活など、消費生活に密着したテーマの講座や食育や食品ロス削減を意識した料理講座を地域の区民センターと連携または活用し、地域に出向き実施 ・乳製品料理講習会(3回)魚料理講習会(4回)他【年15回程度】
定款第4条(6) 事業者団体及び行政機関との連携		c 地産地消講座	道産食品に対する関心や表示に対する理解を深めることを目的に、事業者との意見交換や食をテーマに他団体と連携し、食の専門家を講師に講座を実施 ・食味テスター事業(6/6、7/25、8/2、10/4、10/25)
定款第4条(8) 消費生活に係る受託事業		d 食品ロス削減講座	消費者一人ひとりが食品ロスを意識し、身近なところから削減に向け行動するきっかけになるよう、一部体験やワークショップ等も交えた講座を実施 ・「家庭の食品ロス削減計画」(体験型講座)【10～12月予定】
		e 連携講座(共催)	消費生活に関する各分野の専門家を有する他団体との連携を通し、より専門性のある啓発講座を実施し、広く市民に情報を発信 ・住宅塗装セミナー4/17ほか
		f 食育講座(共催)	「食の安全・安心」をテーマに札幌市農業振興協議会や札幌市中央卸売市場水産協議会等他団体と連携し、食の情報提供と地産地消をすすめるために、管理栄養士等を講師に講座を実施 ・親子体験型講座(3回)・乳製品セミナー(3回)・実習型講座(5回程度)
		g 消費生活講座(受託)	札幌市からの委託により、消費生活(衣・食・住・契約等)に関する時宜に合ったテーマで、弁護士や大学教授等専門家を講師に市民向け講座を実施。体験型や親子向けも実施 ・5/28消費者月間連携講座「新しい支払い方法を使いこなそう」、連続セミナー「気を付けて！ネット上の情報発信」、「失敗しない引越越し術」、「ファッションからエコを考えよう」、「LED工作講座」他 【年14回(うち体験型5回)程度】
		h 講師派遣型消費生活講座(受託)	札幌市からの委託により、消費生活に必要な基礎知識の普及・啓発を図るため、問題商法、子どもの金銭教育、食の安全や食育等を題材に町内会等の団体に、消費生活相談員・管理栄養士・ファイナンシャルプランナーなどの資格を持つ当協会の登録講師が出向いて講座を実施【年30回程度】。また、子どもの製品事故防止をテーマに親子で学ぶ講座も実施【年20回】
		i 環境教育出張講座(受託)	ごみ減量実践活動ネットワーク(スリムネット)からの委託により、学校、児童会館や町内会等に出向いて、当協会の環境研究会が開発した「ごみ分別ゲーム」、「環境かるた」や「環境すごろく」等を使って、環境教育講座を実施【年30回程度】
		j 体験テスト講座(受託)	札幌市からの委託により、消費生活における「衣食住」の身近なテーマを簡易テストを通しわかりやすく学ぶ体験型講座
	(イ)展示・啓発・情報発信	a 特別展示(受託)	札幌市からの委託により、札幌市消費者センター展示コーナーや情報センターを会場に、消費生活に役立つ時宜に合ったテーマをパネルや商品展示を通して紹介 ・5/24～31消費者月間展示 8/1～14親子向け夏休み展示他【年4回】
b 展示コーナーを活用した啓発(受託)	札幌市からの委託により、「みまもり通信」(消費者被害防止のための啓発ポスター/年12回)、リコール情報の掲示や書籍・各種リーフレット・DVD上映により消費生活に関する知識を得るための場を提供		
c 消費者月間街頭啓発(共催)	(一社)北海道消費者協会・札幌市と、札幌駅前通地下歩行空間において悪質商法や特殊詐欺の被害防止に向けてパネル展示や寸劇、カルタを使ったゲーム等を通して啓発活動を実施 ・5/30 札幌駅前通地下歩行空間		
d 消費生活に関する情報の発信	広報誌「消費者さっぽろ」(年4回)やホームページ(適宜)等で、消費者に必要な情報を発信		

イ消費者トラブル未然防止・救済支援事業 【53,381千円】

消費者被害の未然防止、救済支援を目的として、消費生活相談、相談処理に伴う商品テスト等を実施。また、社会的弱者を地域で見守るネットワークを構築し、民生委員や地域包括支援センター等と連携しながら必要に応じて高齢者や障がい者の自宅を訪問し、実態調査結果や相談内容を相談室につなげるほか、多発する消費者トラブル事例を活用した啓発活動等を実施

定款(事業)	事業区分	事業名	事業内容
定款第4条(5) 消費生活相談	(ア)消費生活相談事業	消費生活相談事業(受託)	札幌市消費者センター相談室の管理運営を委託され、消費生活相談員・消費生活アドバイザー資格を持つ相談員(協会職員)が、電話・面談等で消費者被害の解決を支援 電話相談:平日9時～19時、窓口相談:平日9時～16時半
定款第4条(8) 消費生活に係る受託事業	(イ)消費者被害防止ネットワーク事業	消費者被害防止ネットワーク事業(受託) a 実態調査 b 啓発講座	札幌市から委託され、高齢者や障がい者で、電話や面談での相談が難しい方については、自宅を訪問して実態を調査し、相談室につなげることで契約トラブルの解決を支援。また、地域の中で消費者トラブルへの見守り意識を持ち啓発活動を行う市民や事業者のサポーター活動を支援【啓発講座45回程度】
		c 相談事例発信事業	広報誌「消費者さっぽろ」(「相談室から」と題して年3回)等で、多発する消費者トラブル事例を紹介するほか、事業者との懇談会(年5回程度)や地域に出向いての講座で相談事例の傾向や対処法を紹介

ウ調査・研究事業 【1,645千円】

消費生活の安定向上を目的に、消費生活関連の調査・研究を基に、消費者の利益擁護に有用な情報を的確に捉え、ホームページ等で発信

定款(事業)	事業区分	事業名	事業内容
定款第4条(2) 啓発活動及び情報活動の充実	(ア)調査	a物価調査(受託)	札幌市からの委託により、石油製品(月2回)と生活関連商品(月1回)の小売価格を毎月調査し公表
定款第4条(4) 消費者問題に関する調査・研究		b特別調査	当面する消費者問題についてアンケート調査等を実施し、ホームページやマスコミ等へ公表することで、消費者への情報提供と関係機関への問題提起を行う・家庭での食品の廃棄量の調査(モニター調査)【9～10月予定】
定款第4条(6) 事業者団体及び行政機関との連携		c試買テスト(受託)	札幌市からの委託により、毎年テーマを決め市販の商品を購入し、使用テストや成分テスト、表示の確認等の結果を公表し、消費者への情報提供及び事業者への問題提起を行う【年1回】
定款第4条(8) 消費生活に係る受託事業	(イ)研究	研究会活動 a勉強会 b実地見学	「食と健康」、「環境問題」、「高齢者問題」、「金融問題」等、消費生活と係りの深い問題を8つの研究会で学習し、専門家を講師に勉強会や公開講座、見学会の開催等を通じて、研鑽し、その成果をホームページで公表 ・札幌ポトフの会:料理講習会講師・助手(15回程度)、他団体のイベント等への協力(3回程度) ・環境研究会:環境教育出張講座(30回程度)、他団体のイベント等への協力(17回程度) ・高齢者研究会:運動・健康・介護等をテーマに学習・見学し情報提供 ・くらしと金融問題研究会:様々な消費者問題をテーマに討議・研究、公開講座 ・食と健康を考える会:食の安全に関する学習会と簡易テストによる食品の成分・含有量等の比較、研究成果を情報発信 ・Men's倶楽部:社会時事研究(6回)と料理・家事に関する実践研究(6回)の成果・情報を広く発信 ・北海道エゾシカ倶楽部:セミナー(3回)、料理講習会(2回)、啓発イベント(1回)、行政への提言等 ・ACネット研究会:農業体験や生産者との懇談、料理講習会(2回)等

エ要望・意見表明

消費者の権利擁護を目的に、行政や事業者団体に対して要望や意見表明等を行い、その内容をホームページ等により消費者に情報提供

定款(事業)	事業区分	事業名	事業内容
定款第4条(4) 消費者問題に関する調査・研究	要望・意見表明	要望・意見表明	審議会や灯油、液化石油ガス等業界団体との懇談会(年2回程度)等への出席や行政や事業者団体に対する意見表明等により、消費者の代表として要望を提出【適宜】

Ⅱ 法人活動

【2,506千円】

ア 総会 定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要な場合に開催し、定款第13条に定められた事項について決議			
定款(総会)	活動計画	実施時期・場所	事業内容
定款第14条 総会の開催	定時総会	5/26(金)14:00~16:00 札幌エルプラザ3階ホール	平成28年度 事業報告・決算報告 平成29年度 事業計画・予算など
イ 理事会 理事会は、協会の理事・監事で構成され、次の職務を実施 (1)協会の業務執行の決定、(2)理事の職務の執行の監督、(3)会長及び副会長及び専務理事の選定及び解職			
定款(理事会)	活動計画	実施時期	事業内容
定款第24条3 理事の職務 第31条 理事会の権限 等 第37条 事業計画及び 収支予算	理事会	年7回開催(予定)	理事・監事による経営会議 ・会長、副会長、専務理事の職務執行状況報告 (4カ月を超える間隔で2回以上開催) ・事業計画、事業報告、予算・決算、資金調達・設備投資見込み等の承認 (執行日の前日までに承認)
ウ 道央消費者協会連合会への参加 消費者の利益擁護と増進に資することを目的として、道央ブロック内の消費者協会が緊密な連携の下に協会活動の効率化を図る			
定款(事業)	活動計画	実施時期	事業内容
定款第4条(8) その他協会の 目的を達成す るために必要 な事業	総会 地域消費者問題 懇談会	6月9日(金)10:30~ 毎年9~10月(予定)	総会 ・各協会の活動と課題についての意見交換と研修 地域消費者問題懇談会 ・重点的に取り組む消費者問題についての懇談、視察、研修
エ 啓発活動 協会の活動についての周知			
定款(事業)	活動計画	実施時期	事業内容
定款第4条(8) その他協会の 目的を達成す るために必要 な事業	エルプラまつり 中央卸売市場 「消費拡大フェア」	9/9 10時~15時半 9/17 7時半~12時	エルプラまつり ・札幌エルプラザに登録する団体が、活動をPR 中央卸売市場「消費拡大フェア」 ・当該イベントに参加し、食育に関する情報を提供するとともに活動をPR
オ 財政基盤強化活動 団体の基盤である会員の増強を図るため、積極的に理解者・賛同者を拡大することで財政基盤を強化			
定款(事業)	活動計画	実施時期	事業内容
定款第4条(8) その他協会の 目的を達成す るために必要 な事業	会員増強活動 各種団体等訪問 賛助会員懇談会	適宜 適宜 7月開催予定	会員増強活動 ・事業活動や啓発活動を通して、協会活動を周知し、賛同者を拡大 各種団体等訪問 ・連携が可能と思われる団体を訪問して、協会活動への協力を呼びかけ 賛助会員懇談会 ・賛助会員との意見交換を通して、協会活動への理解を拡大